

町政を問う



おおひらふみお  
大平文雄

質問

回答

### 内部統制組織を立ち上げよ

### 26年度内には方向性を出します

〔町長〕

**質問** 平成18年5月に施行された会社法で、内部統制の仕組みを義務付けることになりました。内部統制とは、取締役が他の取締役並びに従業員の不正を未然に防ぎ、企業活動に悪影響をおよぼさないための仕組みです。

地方公共団体にも求められるようになりまし  
た。総務省は平成21年3月に、「内部統制による地方公共団体の組織マネジメント改革」を作成して各地方自治体に配布しています。総務省が公表した地方公共団体における懲戒処分者数は、平成10年が4453人、平成19年が7829人で大幅に増えており、大変憂慮すべき事態です。

地方公共団体における内部統制に関しては、民間企業と異なり幾多の問題点があり、導入する自治体がなかなか増えないことは承知しています。

一方で、先進的な地方公共団体ではすでに内部統制組織を立ち上げています。その他比較的小規模自治体でも準備段階にあると聞いています。

これを受け当町では、一部を除き職員が直接現金を取り扱わないようなシステムに改善しました。これは内部統制の考え方に基づいて行ったものです。その他、外部監査制

回答

内部統制によって、不正や不祥事が起こらない、起こそうとしても出来ない仕組みづくりを、組織内部で作っていくことが求められます。

そこで安八町として、今後いかに対応される方針か町長におうかがいします。

安八町規模の自治体に対する適性なども考慮しながら、導入については検討していきたく考えています。



町職員は、毎朝の朝礼で連絡・報告をしています